

地方小出版

情報誌

# アクセス

毎月1回	1日発行
購読料	定価 150円 (本体 143円)
年間	1,500円(税込み)
振替	00120-0-19017

発行所 (株)地方・小出版流通センター  
編集 アクセス編集委員会

〒162-0836 東京都新宿区南町20  
TEL.03-3260-0355 FAX.03-3235-6182

## Googleブック検索をめぐって 権利者はどう判断し、対応するのか

文・胡 正則

米国作家組合と主要出版社が、ネット検索最大手のGoogleが許諾なしに書籍等のスキャンを行ないデータベースを構築したことなどに対し、権利侵害だと訴訟を起こしていた件について、昨年2008年10月に和解が成立。これを受けて日本の出版業界でも和解内容の対応をめぐって不安と戸惑いが続いている。

### 和解を一方向的に押し付けられた形に

とくに出版社の間では、一民間企業であるGoogleが、断りもなく勝手にデータベースを構築し、かつそれをネット上に公開し、自社ビジネスに利用するなど言語道断とする声が多く、さらに和解を一方向的に押し付けられてきたことへの疑念や不満の声も上がっている。

まず今回の和解内容だが、簡単にまとめてみよう。

権利者にもたらされる利益として、① Googleの電子的書籍データベース利用などから生じる売上の63%が権利者に支払われる。② Googleから支払われる利益を徴収し、著作権者に分配するための処理組織(Book Rights Registry)を設立しその組織を維持するためにGoogleは3450万ドルを拠出する。③ 2009年5月5日以前に承諾なしにGoogleがデジタル化を行なった書籍及びその挿入物の著作権者にGoogleは4500万ドルを支払う(スキャン済み書籍中の主要著作物1点につき60ドル)などとなっている。

一方Googleは、教育機関、政府および民間企業などへのデータベース利用権の販売(閲覧、コピー&ペースト、

### 日本の権利者にも影響が及ぶ理由

以上、和解の概要だが冒頭述べたように日本国内の権利者にも影響が及んできた理由には、米国での訴訟が「集団訴訟」という形となり、今回の和解

対象者が米国内の権利者だけでなく、著作権に関する国際的条約である「ベルヌ条約」に加盟するすべての国の権利者がその対象者となってしまったことが上げられる。

では具体的に、この和解に権利者はどう対応したらよいのだろうか。以下5つの選択肢が提示されている。

①和解に参加する(Googleに意思表示や通知を行なわなければ自動的に和解参加となる)

②参加を拒否する(2009年5月5日までに通知が必要。参加拒否で提訴はできるがすでにデジタル化した著作物に対する解決金は受け取れない)

③異議申し立てを行なう(これも2009年5月5日までに米国の裁判所に対して異議を申し立てることが可能。ただし異議却下となった場合は和解参加となる)

④和解に参加した後に表示使用から除外する(2009年5月5日までに通知は行なわず参加とし、その後、絶版・市販中止の書籍を表示使用から除外することを求める)

⑤和解に参加した後、特定の書籍を削除する(2009年5月5日までに通知は行なわず参加とし、2011年4月5日までに特定の書籍についてデータベースからの削除を求める)

どうだろうか…。内容は吟味するとしても、いきなり選択肢と言われても、天から降ってきたような出来事で、「一



「Googleブック検索和解」のサイト  
<http://www.googlebooksettlement.com/>

プリントアウト可能)、個人の利用者に対するデータベースへのアクセス権の販売(同)、公共図書館・高等教育機関におけるデータベースへの無償アクセスといった「アクセス利用」が可能となる。

また「プレビュー利用」として書籍の最大20%(隣接する5ページを超えない)までを無償で閲覧できたり、「スニペット表示」として1単語の検索で1書籍につき最大3~4行程度の抜粋表示という利用形態も可能となる。

他にもプレビューや抜粋表示画面での「広告利用」や、今後Googleが開発する新しい仕組み内での商業利用が明記されている。

上記利用の対象となる書籍は、絶版・市販中止となったすべての書籍だが、権利者の通知によっていつでも取り下げることが可能とし、逆に刊行中・市販中の書籍を権利者の意思によって追加することも可能とする。

方的だ」との印象は拭えない。仮に、和解参加を拒否しても Google は書籍のスキャンニングやスニペット表示を即刻中止するという保証はない、ともいわれている。さらに参加を拒否した場合、訴訟には膨大な費用と時間もかかり著作権者にはかなり過酷な状況が生じると思われる。

疑問に思うのが、なぜ Google が当初、権利者の承諾もなしにスキャンニング等の行為を行なったのか、ということ。この背景には、著作権の「フェアユース」という考え方が根拠となっていたようだ。米国では、非著作権者にも「フェアユース」(公正使用)という名のもとにコンテンツの制限的使用権が認められている。平たく言うと、公正な使用だったら許諾なしに使ってよい、ということであり、著作権者の独占的使用権を制限する権利だといえよう。

しかし「公正使用」の考え方は、現状、世界で共有しうる「権利」とはなっておらず、各国でその導入事情はかなりの落差がある。そもそも「公正使用」とは何か、という点は国際的な場面でもっと議論を深める必要があるだろう。Google がこの点今後どう応じてくるか注目したい。

さらに問題と思われるのが、絶版・市販中止の書籍をどういう方法で判断しているのか、ということ。日本の出版社では、流通実態として「品切れ絶版」状態でも、それを公にしていない場合や、復刊の可能性を探っているケースも多々ある。米国内においても、日本の書籍は現在までかなりの数が販売されており、図書館にも相当数の書籍が蔵書されていると思われる。出版社によっては、意図しない書籍がすでに

多数スキャンニングされ表示可能となっている可能性が否定できない。

また、今回の和解では利用の範囲が、米国内に限られているがネット上で利用される限り、そのことを技術的に100%担保できるのか甚だ疑問だ。

### 日本語サイト「Google ブック検索和解」で表示の可否が選択できる

では意図しない書籍を「表示使用」されたくない場合、出版社はどのような対応を行なえばよいのか。もっとも現実的な方法は、前述した選択肢の④あるいは⑤を選択して、今後設立される著作権一元管理組織のレジストリで表示の除外を指定することだろう。現時点(2009年4月上旬)でも、すでに「Google ブック検索和解」(<http://www.googlebooksettlement.com/>)という日本語サイトが開設されており、ここでアカウントを取得しログイン後、出版社名で検索するとすでにスキャンニングされている書籍がある場合は、検索ヒットしその結果をスプレッドシート形式のファイルとしてダウンロードすることができる。

日本書籍出版協会では、この件をテーマに先ごろ情報交換会を開いたが、参加者の間では、「和解に参加した上で、表示の可否は各出版社が判断するのが望ましい」との意見が大勢を占めていたという。

ただ課題は山積している。この和解では権利保持者が対象であって、仮に出版社側に著作権がないケースや、著作権が移行していない場合は、原則的に出版社は和解の当事者にはなれない。しかし処理の問題を考えると、一冊一

冊の書籍について権利保持者の著者自身が Google のサイトにログインして、表示か否か、あるいは和解そのものを拒否する、ないし異議を申し立てる、という作業は非現実的だろう。法的義務はないが、文書を作成するなど、なんらかの方法で著者の許諾を取り付けて、出版社が一括して作業代行するのが現実的と考える。

他方、日本出版著作権協会では、緊急アピールを表明し、Google の行為は「出版物の権利侵害だ」とし、著作者の権利とともに「伝達者の権利」として「パブリッシャーズライツ」(出版者の権利)を求めていこう、と提言。具体的には、Google が書籍の版面をスキャンニングすることから、その複製に関して許諾するのか否かで出版社が対象者(当事者)となり、個々の著作権者の権利とともに出版社の権利も委託を受けて一括処理しよう、という考えのようだ。

最後に、著作権を有する著者や、その遺族のなかには、絶版となった書籍が電子化され再びネット上で読者に会える機会が与えられることを歓迎する、という声もある。いずれにしても、和解拒否や異議申し立ての期日が、5月5日までと迫っているだけに、著者や版元など権利に係わる立場の個人、法人、業界団体など早急な対応が求められる事態となっている。

補記:「Google ブック検索和解」の和解文(日本語)や出版社別該当書籍の検索手順などの資料(pdf)が書協サイト(<http://www.jpba.or.jp/>)で公開されている。

(えびすまさのり/フリーランスライター)

## 新刊ダイジェスト

※価格は総額(税込)表示です。